

返戻金制度について

返戻金制度

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下、「退社等」という）、弊行は求人者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。ただし、退社等が求人者の帰すべき事由に起因する場合は、この限りではありません。

- | | | |
|----------------|---|---------|
| （１） １箇月以内 | ： | 報酬の ８０％ |
| （２） １箇月超～３箇月以内 | ： | 報酬の ５０％ |
| （３） ３箇月超～６箇月以内 | ： | 報酬の ５％ |

許可番号 １９－ユ－３００１２３

事業所名 株式会社 山梨中央銀行

所 在 地 山梨県甲府市丸の内１丁目２０番８号